

公布された規則のあらまし

栄養士法施行細則の一部を改正する規則（規則第六七号）

- 1 外国人登録法の廃止に伴い、栄養士免許申請書及び栄養士名簿訂正及び栄養士免許証書換え交付申請書の添付書類について、外国人登録証明書の写し等を住民票の写し（住民基本台帳法第三〇条の四五に規定する国籍等を記載したものに限る。）等に改めることとした。（様式第一号及び様式第二号関係）

- 2 この規則は、平成二四年一〇月一日から施行することとした。

佐賀県庁舎管理規則及び佐賀県土木事務所設置規則の一部を改正する規則

（規則第六八号）

- 1 神埼総合庁舎を神埼土木事務所の単独庁舎とすることに伴い、所要の改正を行うこととした。

- 2 この規則は、平成二四年一〇月一日から施行することとした。